平成２３年（フ）第３６号
兵庫県宝塚市小浜２丁目１番19号
破産者　日産エヌシー株式会社
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３５９号
岡山市北区春日町10番４号　トレンディ１―503号室
破産者　藤江　　修
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５号
岡山県美作市川北23番地４
破産者　有限会社日新産業
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第９４号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦1630番地第１イ
破産者　有限会社新屋
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８８８号
熊本市護藤町2448番地２
破産者　有限会社寺本窯業
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３９８８号
北海道恵庭市有明町６丁目２番13号
破産者　北斗建設株式会社
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４０号
東京都八王子市長房町1449番地４ヒルサイドテラス101号
破産者　田中由起子
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５０６号
新潟市西区寺尾東１丁目８番16号
破産者　株式会社ニューライフジョージア
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７３号
岐阜市朝霧町43番地　藤栄ビル106号室
破産者　野田　武範
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７３６号
岐阜県羽島市竹鼻町3131番地の１
破産者　株式会社きもの処野村屋
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７３７号
岐阜県羽島市正木町新井295番地
破産者　野村　洋子
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
愛知県一宮市八幡３丁目１番３号
破産者　有限会社パスタ倶楽部
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６０９号
京都市伏見区竹田田中宮町６番地、支店滋賀県湖南市岩根678番地89
破産者　有限会社ミヤコアートセンター
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
香川県坂出市西大浜北３丁目１番２号
破産者　有限会社アドバンス
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４７６号
仙台市太白区柳生２丁目10番地の13　シャイン仙台柳生第２―106、開始決定時の住所仙台市太白区西中田７丁目９番12―202号
破産者　中田　直行
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５６号
宮城県塩竈市杉の入１丁目１番９号
破産者　高橋　利昭
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
仙台市泉区北中山４丁目20番地の６　ＳＫＹＭＡＲＫ201
破産者　八鍬　昌寿
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
埼玉県入間市宮寺2756番地18　サニーコート21―105
破産者　滝島　　信
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１１号
埼玉県日高市武蔵台３丁目17番６号
破産者　畠山　裕介
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２９号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目14番８号
破産者　湯本　公三
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７０号
静岡県御殿場市川島田827番地の２　シティハイム芹沢Ｂ202、前住所静岡県裾野市呼子３丁目８番５号
破産者　鈴木　　厚
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係